

福岡市泌尿器科医会前立腺がん検診委員会 会則

第1条 【名 称】

本会は福岡市泌尿器科医会前立腺がん検診委員会と称す。(以下、委員会と略す)

第2条 【委 員】

委員は福岡市泌尿器科医会会員とする。委員は若干名、原則として福岡各区より1名以上とする。委員は1名以上の福岡市医師会会員をもつ医療機関に従事する。

第3条 【目的および活動】

前立腺がん検診の啓発を通じて、福岡市民の健康、前立腺がんの早期発見に必要な事業を推進することを目的とする。

第4条 【役員および事務局】

1. 委員会には次の役員を置く。

委員 長	1 名
副委員 長	2～3 名
2. 役員は福岡市泌尿器科医会会則に従って選出される。
3. 事務局は下記に設置する。

福岡市博多区大博町 1-8 原三信病院内
福岡市泌尿器科医会前立腺がん検診委員会 事務局
事務員は委員長が委嘱する。

第5条 【委員・役員の任期】

委員と役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第6条 【顧 問】

委員会に顧問を置くことができる。顧問は委員長の委嘱により、委員会にて意見を述べるることができる。任期は役員に準ずる。

第7条 【役員 の 役 務 分 担】

1. 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは会務を代行する。
3. 委員は委員長の命により会務を分担し遂行する。

第8条 【会 議】

1. 委員会は定例委員会と臨時委員会とし、委員長がこれを召集する。
2. 委員会は委員過半数の出席を以って成立する。欠席委員のうち委任状を提出した委員は出席扱いとする。
3. 定例委員会は原則として1年に2回開催する。

第9条 【議 決】

1. 委員会の議決は原則として定例委員会における役員の合議にて行う。
2. 全員の合意に至らない場合は、出席委員の過半数以上の賛成をもって議決する。
3. 緊急を要する議案については委員長が専決し、後日 委員会にて委員の承認を得る。

第10条 【会 計】

1. 委員会は委員と役員より年会費1,000円を徴収する。
2. 委員会の経費は、年会費と前立腺がん検診精密検査医療機関登録料、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
3. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
4. 委員会の会計報告は委員会と福岡市泌尿器科医会総会で報告し、承認を受ける。
5. 委員会の年会費ならびにその他経費の運営は委員会にて決定する。

第11条 【費 用】

委員会の遂行のために必要な経費はこれを支給する。

第10条 【細 則】

その他細則については福岡市泌尿器科医会会則に準ずる。

<付 則>

本会則は平成8年2月21日から施行する。

<追 記>

平成20年2月26日 会則改訂

平成23年2月22日 会則改訂

平成26年7月8日 会則改訂

平成29年2月14日 会則改訂

平成29年10月3日 会則改訂

令和5年5月23日 会則改訂